

## 8. ラ・フォレストガーデン建築協定

|                    |  |
|--------------------|--|
| 名 称                | ラ・フォレストガーデン建築協定  |
| 場 所                | 松戸市紙敷三丁目1番6から同番27まで  |
| 認可年月日              | 平成23年5月24日   |
| 有効期間               | 10年（自動更新）  |
| 面 積                | 約0.36ha  |
| 用途地域               | 指定無し（市街化調整区域）  |
| 区 画 数              | 22区画   |
| 建築物等の制限<br>（協定書抜粋） | <p>（建築物等の制限）</p> <p>第8条 この協定に係る協定区域内における建築物等の敷地、位置、構造、用途及び形態は、次の各号に定める基準によらなければならない。</p> <p>(1) 建築物の敷地は、協定の締結時の区画とし、これを分割してはならない。</p> <p>(2) 建築物は、1区画の敷地につき一戸建ての住宅とする。ただし、一戸建ての住宅に付属する建築物で、自動車車庫（最高の高さ3メートル以下で、外気に有効に開放されたものに限る。）及び物置等（軒の高さが2.3メートル以下、かつ、その床面積の合計が4平方メートル以下のものに限る。）にあつては、この限りでない。</p> <p>(3) 建築物の階数は地階を除き、3以下とする。</p> <p>(4) 建築物の高さは協定締結時の敷地の地盤面から10メートル以下、軒の高さは7メートル以下とし、建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに、5メートルを加えたもの以下とする。</p> <p>(5) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、次の各号に掲げるものを除き、道路境界線（道路が同一平面で交差する部分を除く。）及び隣地境界線から80センチメートル以上後退させなければならない。</p> <p>ア 窓の壁面からの出が40センチメートル以下であり、床面からの高さが50センチメートル以上となる出窓で同一壁面における出窓の長さが4メートル以下のもの</p> <p>イ 第2号ただし書きに規定する付属建築物</p> <p>(6) 宅地の地盤の高さは現況地盤とし、変更してはならないものとする。</p> |

DATE



0 100m

1:2,500

